

(御勘定所定書)淺草御藏役人勤方納米改方等之定書○中

一御扶持米渡候時も御藏を改、先達而拂可然米、相談之上書出置、毎月廿一日より、同晦日迄之間可被出事、

附極月ハ十一日より廿一日迄之内可被相渡事、

一御扶持方ニ相渡候米之儀、御切米より次之米、或ハ御切米之節少々俵へ虫さし有之、撰出之内ニテ被致吟味可被相渡候事○中略

一猿樂扶持ニハ常之御扶持より次之米、并御作事扶持共、猿樂扶持より次之米可被相渡候事○中略

右之通相心得、不時之儀有之候節ハ可被相伺候以上、

享保十九寅年九月

御勘定奉行

(書替所定書)當時定法

一御扶持方之内、御足高ニ直り取來る者、場所替ニ而、御足高上リ、元扶持被成候節ハ、被仰付候月より御足高ニ直り候元扶持渡元文元辰御證文ニテ渡る

一御役扶持方計有之者、御足扶持被下、元扶持ハ御足高直ニ被下候者、小普請ニ入、元扶持計リニ成候時ハ、御足扶持受取候翌月より元扶持渡元文元辰御證文ニテ渡る

一御扶持方、御足高ニ直し被下候時ハ、一人扶持五俵ニ直る、享保八卯年、御證文ニテ極る、

一御扶持方計り取來候者、御切米被下、取來る御扶持方上り候節ハ、被仰付候翌月より上る、正徳二年

御證文ニテ極る、

一舞々御扶持方、毎年冬三月より翌三月迄相渡候處、半年より四月交代ニ成候間向後四月分よ

り渡元文三午年三月添狀ニテ極